

## 令和5年2月 守口市教育委員会定例会の概要

○日 時 令和5年2月7日

午前10時00分～午前11時48分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教 育 長 太 田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委 員 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

事 務 局

教育監 森田 大輔 こども部次長 平田 誠

教育総務課長 酒田 宗利 学校教育課長 棹本 達也

保健給食課長 後藤 勝義 教育センター長 佐々木 幸子

生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆 子育て支援政策課長 大下 浩二

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間としたいと思います  
が、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は「田中委員」を御指名申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。

既に、委員の皆様には、11月21日に開催されました教育委員会11月定例会会議録(案)を配付しております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会11月定例会会議録(案)については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順序の変更と審議の方法についてでございます。日程第5、議案第7号「令和5年度 守口市立学校長等任命の内申案について」は、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後に関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第7号につきましては全ての議題が終了した後で秘密会にて審議することといたします。

それでは、次に、日程第4、議案第6号「令和4年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第6号「令和4年度教育費補正予算案についての意見」について御説明申し上げます。

議案書につきましては、1ページから4ページまでとなっております。

それでは、議案書 2 ページから 3 ページの令和 4 年度教育費補正予算案に沿って御説明させていただきます。

「3 意見案」のところになりますが、本市では、令和 3 年 3 月に策定した「守口市立学校施設整備計画」に基づき、令和 4 年度に空調設置可能調査を実施しました。当該調査の結果を受け、直接工事方式による大風量スポットエアコンの設置が総合的に本市にとって最も適しているとの結論に至りました。また、既存校につきましては、屋内運動場の照明に使用する水銀灯が既に生産中止となっているため、施設維持の観点から照明の LED 化が急務であることから、早期に施設整備を行う学校を除き、全校一斉に空調設置工事と併せて照明の整備工事も国の財源を最大限に活用しながら実施していく方針としたところです。

整備方針が決定した中で、今般、国の補正予算措置が行われ、当該事業が交付金の対象事業として採択された旨、通知がありました。つきましては、当該事業に必要な歳出予算と財源としての歳入予算について、補正予算措置が必要です。

なお、本件については、令和 5 年度に事業を実施するため、補正予算の全額を翌年度へ繰り越す必要があります。

次に、具体的な金額の説明をさせていただきます。4 ページの表に沿って説明いたします。

まず、項目番号 1、施設維持管理事業小学校でございますが、歳出項目、教育費、小学校費、学校管理費、委託料として、工事に当たっての設計業務委託料が 3, 377 万 4, 000 円、工事監理委託料が 2, 424 万円です。また、工事として、空調設置及び既存校の照明の LED 化に関する歳入項目、国庫補助金の学校施設環境改善交付金が 5, 573 万 4, 000 円に対し、歳出項目、工事請負費、改良工事請負費が 4 億 8, 313 万 2, 000 円を計上しています。

次に、項目番号 2、施設維持管理事業中学校でございますが、歳出項目、教育費、中学校費、学校管理費、委託料として、工事に当たっての設計業務委託料が 2, 37

0万2,000円、工事監理委託料が1,682万円でございます。また、工事費として、歳入項目、国庫補助金の学校施設環境改善交付金が3,615万7,000円に対し、歳出項目、工事請負費、改良工事請負費が3億3,521万3,000円を計上しています。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員 事業は令和5年度に実施することで繰越しされるということですが、実際に、何年何月頃に使えるようになり始めるのかという目安と順番をつけねばならないと思うんですが、例えば、中学校優先とか、もし大まかなものがあれば教えてください。

○事務局 全校一斉に設計して工事ということになりますと、かなりの時間がかかってしまいますので、設計も工事につきましても一定の分割をして工事のほうは実施していきたいと考えております。

その中で、今後順番はまた決定していくんですけども、教育委員会といたしましては、やはり中学校の部活動が夏季に実施することが多いので、なるべくそこを最優先に工事していきたいと。また、来年度の3月末をめどに工事が順次完了していくという目安となっておりますので、実際に使っていただけるのは令和6年度の夏季になるというのが、現在のスケジュールの予想でございます。

○教育長 改良工事請負費について、小学校が総額4億8,000万円、中学校が総額3億3,000万円で、それぞれ国庫補助金の学校施設環境改善交付金を受けられるということですが、これは全校ではなくて、あくまでも対象になる学校について補助を受けられるということだと思うので、その対象となる学校の経費に対して国の補助というのは、大体何割ぐらいの補助率になるんでしょうか。

今、全体で見ると1割ぐらいになってしまうのですが、あくまでも対象となる学校の工事費に対しての補助という形になると思うので、その割合でいくと大体3分の1

なのか、それ以下なのか教えていただけたらと思います。

○事務局 国庫補助の割合といたしましては、3分の1の補助率となっております。今回、空調の整備について国庫補助を受けているのは、実は新設校のみとなっております。既存校につきましてはLEDの工事に対して3分の1の補助しかついてないんです。国庫補助申請において、既存校舎の断熱性能があるかどうかというのが一つのポイントとなっております。新設校については断熱性能があるということで、国庫補助の内定をいただいておりますが、既存校につきましては、断熱性能を上げるとなると、抜本的な体育館や校舎整備が必要となってきますので、今回既存校につきましては、LED工事のみ国庫補助の内定をいただいております。それ以外につきましては、緊急防災・減災事業費債という起債を充てて、工事を進めたいと考えております。

○教育長 やはり国の補助要件がありますので、補助対象になるところと補助対象にならないところがあっても、市としては、全校きちんとやっていくということですね。

その中で、補助金が使えるところはぜひ活用しようということで、その分を申請して内定をいただいたということですので、少しでも市の持出しが少なくなるような形ができたのではないかと考えております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第6号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、原案どおり決定しました。

この後、2月の中旬から開催されます2月議会に市長から予算案として上程していただけて、議会で承認いただければ、速やかに手続をしていきたいと考えております。

それでは、次に、日程第6、議案第8号「令和5年度使用 学校教育法附則第9条による一般図書（拡大教科書）の採択について」を議題とします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第8号「令和5年度使用 学校教育法附則第9条による一般図書（拡大教科書）の採択について」説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書6ページから7ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

令和5年度に、本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条に基づき、令和4年7月に教育委員会定例会において採択をいただいたところでございます。

このたび、令和5年度より本市立学校の支援学級に在籍予定の児童のうち、視覚障がいをもつ児童1名が令和4年9月に他市より転入してまいりました。障がいの状況と保護者の要望を確認する中で、当該児童に対する教育目標を達成する上で、当該学年使用教科用図書と同内容の一般図書（拡大教科書）を使用することがより適切であると考えます。

このことから、学校教育法附則第9条に基づき、議案書に示しております種目における一般図書（拡大教科書）を採択するため、御審議いただきたく存じます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長　こういった拡大教科書というのは、本市では現在どれぐらい使用されている実績があるんでしょうか。

○事務局　今現在、拡大教科書を使用している児童生徒はおりません。

○教育長　今回、初めてのケースになります。実際に実物を見ていただけませんが、先ほど説明があったとおり、弱視の方ですとか、それから、学習障がいや読字障がい

の児童生徒が勉強しやすいように、教科書と同じ内容で、文字を拡大した教科書が作成されておりました。

今後、今回教育委員会で採択した後の具体的な手続や4月に入学されるまでの流れなどを御説明していただきたいと思います。

○事務局　今回採択いただく拡大教科書なんですけれども、教科書会社が作成しているものになりますので、基本的には、ほかの教科書と同じ形で進めていくというような形になります。

○教育長　文科省に必要冊数を報告して、当然ですけれども無償給与の対象になるので、4月にはほかの子どもたちと同じように新しい教科書を手にするようになるということですね。

ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

ここ数年間で、本市の小中学校に在籍する様々な障がいの子どもたちに合わせて、例えば、特別支援学校用教科書（知的障がい）だったり、今回の拡大教科書だったり、様々な教科書を使って勉強するということが少しずつ進んできていると思います。これからも、こういった教科書があるということを、子どもたちや保護者にも御理解いただいて、子どもたちの勉強に一番ふさわしい教科用図書を使って勉強が進んでいくよう進めていかないといけないと思っております。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第8号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第8号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、日程第7、議案第9号「八雲中学校区における義務教育学校設置計画（案）について」を議題といたします。

○事務局　それでは、議案第9号「八雲中学校区における義務教育学校設置計画（案）について」御説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから31ページまでを御参照ください。

まずは、前回会議からの進捗について御説明申し上げます。

先般、教育委員会定例会で御協議いただいた後に、関係部局の委員で構成される守口市新しい学校づくり検討委員会で議論を行い、今回、加筆修正させていただきましたものを御提案させていただいております。説明につきましては、前回から変更しました内容を中心に御説明させていただきます。

それでは、計画案の内容について御説明申し上げます。議案書につきましては、11ページから御覧ください。ここから先は便宜上、本計画のページ番号に基づき御説明させていただきます。

まず、1ページ目、「1 はじめに」についてでございますが、ここでは本計画案の策定に至るまで、令和4年3月に守口市新しい学校・園づくり審議会から答申された「市立学校の在り方について」から、「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）」の策定、さらには、八雲中学校区学校運営協議会からの意見書収受までの経緯を説明するもので、前回から多少の文言修正を行っておりますが、内容の変更等はありません。

次に、2ページから3ページにかけてでございますが、「2 『守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）』について」では、令和4年8月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）」の主な内容について説明するもので、前回から内容の変更等はありません。

次に、4ページから6ページにかけてでございます。「3 八雲中学校区内の各校の現状」については、児童生徒数と学級数の現状と今後の推計並びに学校施設、校区について説明するものですが、前回からの修正点といたしましては、表現の整理を行ったことに加え、6ページ「（3）校区について」で、説明書きといたしまして、

八雲中学校区は、八雲中学校が校区のほぼ中央に位置し、西側が下島小学校区、東側が八雲小学校区であることを追記しております。

続きまして、7ページから11ページにかけてでは、「4 義務教育学校の設置に向けて」となります。具体的な義務教育学校設置に対しての考え方について説明するものです。

「(1) 義務教育学校について」では、守口市で既に義務教育学校として開校しているさつき学園での成果を踏まえ、今後、小中一貫教育を推進していく観点から、施設一体型での義務教育学校設置の考え方を進めていく旨を示しており、変更等はございません。

「(2) 特色ある学校づくりについて」では、当該中学校区における目指す子ども像や教育委員会が考える新しい学校づくりのコンセプト、また、審議会からの答申も踏まえた施設整備を進めていくため、プロポーザル方式での設計者選定を行うことを示しておりますが、前回の教育委員会での委員の御意見も踏まえ、3行目、「子どもたちの思いも受け止めながら」という表現を追記し、さらに特色ある学校づくりに取り組むこととしております。

「(3) 設置場所について」、「(4) 通学区域について」、「(5) 施設整備スケジュールについて」では、内容に変更はなく、十分な校地を確保する観点から最も広い下島小学校を設置場所とし、さらに周辺道路や隣接する下島公園についても学校敷地として取り込んだ上で、より広い敷地での学習環境整備を目指すとともに、通学距離や経路の変更が生じるものの校区は分割せずに、交通専従員の配置など通学の安全確保に努めていくこと、さらには、令和6年4月に八雲小学校において、八雲小学校と下島小学校の統合を行い、新校舎建設を行い、令和9年度に義務教育学校の開校を目指すことを示しております。

「(6) 義務教育学校設置に向けた各種の決定事項（校名、校歌等）について」では、学校、保護者、地域の方々の意見とともに、当該学校運営協議会の意見に加え、

3行目、「子どもたちの思いも取り入れ、」を追記し、さらには、スケジューリングとして、4行目、「義務教育学校の開校までに十分な検討を行い、」こちらの表現を追記しております。

また、計画実施に向けた課題解決につきましては、5行目に「子どもたちの学習環境を第一優先に、」という表現を追記し、進捗について積極的な情報提供に努めていく旨を示しております。

12ページ、「5 その他義務教育学校設置に伴う事項について」では、「(1) 高規格堤防整備について」、「(2) 下島公園の代替地や学校跡地について」では、内容等の変更はなく、下島区域において国土交通省が計画する高規格堤防事業について、校舎整備とともに連携を図ることに加え、下島公園の代替地や学校跡地について、避難所としての機能や教育コミュニティづくりという視点からも、市として保護者や地域の方々の意見を拝聴しながら決定していく必要があると考える旨を示しております。

最後に、13ページから21ページにかけては、参考資料1から4までを添付しており、変更等はございません。

以上、誠に簡単な説明となりますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○委員 前回の議論を受けて、特に子どもたちの思いを受け止めるという点を入れていただきましたことを非常にうれしく思っています。

ただ、御説明の中にありますように、ソフト及びハードという意味におきましては、ソフト面はまだこれから学校運営協議会とか、それから、もちろん現場の校長先生や教職員と話し合っていくという段階にあると思います。子どもたちの思いを受けた実践というのは、まだまだ先事例が十分あるというわけでもないかと思しますので、そういう意味では、守口市がパイオニア的な歩みをこれから進めていかれることになると思いますので、早急に進めるというよりは、十分に準備をしていろんな角度から

しっかりと検討した上で進めていくことが、実質的に、最終的には子どもたちの教育に返っていくことになるかと思っておりますので、その点を改めてお願いをしたいと思います。以上です。

○教育長　　今、委員からお話のあった子どもたちの意見を取り入れるというのは、本当に大切な視点だと思います。なかなか先行事例がないところもありますが、ぜひ教育委員会だけではなくて、学校運営協議会でも、各学校で、どうやったら子どもたちの意見を取り入れることができるのかとか、そういった方向でぜひ議論していただいて、また、どのタイミングで子どもたちの意見を聞くのかとか、例えば、6年生に1年生の子どもたちも楽しい学校はどんな学校だろうと考えさせるような、子どもたち自身に自分たちの学校を考えるという機会を与えることも、とてもいい学習活動になるのではないかと思います。学校運営協議会での議論に繋げられるようにしていきたいと思って聞かせていただきました。ありがとうございました。

○委員　　同様のことになりますけれども、私も以前勤めていた高校で制服を変えるときに、生徒の意見を聴取する機会を設けたりしました。自分たちが着るものではないけれども、参画意識が持てるきっかけとなるので、例えば、校歌とか校章などを決めていかれる際に、可能な限りなんですけれども、何かそういう機会があるといいかなというふうに感じております。

○教育長　　ありがとうございます。

今ちょうど、この先日の生徒指導提要の見直しなども含めて、これからの学校教育の在り方として子どもたちの意見を大切にすることとは大きな方向性だと思いますので、そういったところをこういった本当に何十年に一度のタイミングである学校づくりでもぜひ取り入れていけたら、より子どもたちの誇りになる学校になっていくと思います。また、そういった学校づくりというのは守口市の新しい学校づくりの目玉といいますか売りになると思いますので、ぜひまた皆様からこんなところで子どもたちの意見を聞いたら、など具体的なアイデアもお寄せいただけるとありがたいと思

いますので、ぜひこれからも八雲中学校区の義務教育学校の設置にとどまらず、これを一つの大きなマイルストーンにして、これから全ての校区の学校づくりでもそういった子どもたちの意見を取り入れるということを大切にしていかなければならないと思って聞かせていただきました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

すみません、非常に細かいことなのですが、学校運営協議会の名簿はどういう順番に並んでいるのでしょうか。規則の条項順に並んでるのかと思ったら、保護者の方が一番最後に加わってるんですが、これはこの名簿の順でよろしいのでしょうか。

○事務局 この名簿につきましては、まずは年度ごとに任命された順序でございます。その上で、教育長からおっしゃっていただきましたように、法的根拠の順番に並んでおります。一番下の方は時期が異なることから、このような並び替えになっております。以上でございます。

○教育長 もし可能ならですけど、見方が分かりにくいので、工夫をしていただけたらと思いました。

○事務局 修正をさせていただきます。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決したいと思います。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第9号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に協議事項に移りたいと思います。

協議事項1「令和5年度 めざす守口の教育(案)について」の説明をお願いします。

○事務局 協議事項1「令和5年度 めざす守口の教育（案）について」

御説明申し上げます。

本市におきましては、郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成の教育理念の下、社会が急激に変化していく時代において、教育委員会と社会教育関係部局が連携し、学校・家庭・地域の教育力を高め、生きる力と生涯学び続ける人の育成を目指し、本市の教育を推進しているところです。

令和5年度を迎えるに当たり、教育理念、基本方針、重点項目を明らかにした「令和5年度 めざす守口の教育」を策定するため、本日は案の説明をさせていただき、協議いただいた上で、3月定例会にて議案として提出し、御決定を賜りたいと考えております。

本日は資料を二つ御用意しております。一つは、議案書32ページから55ページまでの令和5年度（案）としての変更点に下線を引いたものです。もう一つは、委員の皆様にお配りしております「令和4年度 めざす守口の教育」です。併せて御覧いただきますようお願いいたします。

私からは、学校教育に係る変更及び新規挿入部分を中心に御説明いたします。

議案書35ページを御覧ください。めざす守口の教育の概要を掲載しております。このページにおいて、令和4年度からの変更点はございません。守口市が掲げる教育理念を実現するために、学校・家庭・地域が繋がる小中一貫教育として、学校においては、学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育、家庭・地域においては、育ちを支える教育コミュニティづくりに係る取組みを進めるため、5つの基本方針と11の重点項目を掲げております。

36ページには、教育理念の下、基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。こちらにつきましては、令和4年度より変更等はございません。

37ページは、「令和5年度 教育委員会の主要施策」について、連携・協働・信頼の三つの視点と主要施策に分けて記載しております。主要施策については、令和4

年度の主要政策より 2 点追加をしております。

一つ目が、38 ページの二つ目、「相談支援等体制の充実・連携」です。本市の課題の一つである不登校児童生徒の対応として、専門家の活用や教育相談体制の充実について記載するとともに、地域においても相談体制の充実が図れるよう、社会教育部局と連携し、取り組んでいくことを記載しております。

二つ目は、同ページの最後、「安全・安心な学校給食への取り組み」について、あらゆる段階での衛生管理を徹底するとともに、異物混入が発生した際の迅速かつ的確な対応を行うことや学校給食に関する情報発信を積極的に行うことを記載しております。その他については、令和 5 年度に取り組む内容が分かりやすいように文言の整理を行っております。

39 ページの「『めざす守口の教育』の位置づけ」を御覧ください。令和 4 年度からの変更点といたしまして、点検・評価報告書との関係を追加しております。また、この図にありますように、めざす守口の教育は地域教育大綱を反映したものであるとともに、地域学力向上プランを反映したものであります。

ページが前後しますが、53 ページ、54 ページにあります、市学力向上プランは令和 5 年度で 3 年目となりますことから、この後の基本方針、重点項目について基本的な考え方に大きな変更点はございません。

令和 4 年度に引き続き、市民の方など誰もが見ても分かりやすい表記となるよう文言の追加や変更を行うとともに、各重点項目の具体的な取組みについては、その取組みによって子どもにつけたい資質・能力は何か、できる限り明確にすることによって、教育委員会、学校、学校運営協議会が同じ方向を向いて取組みを行うことができるよう文言の変更を行っております。また、その取組みに関連する写真もそれぞれ掲載しております。未掲載の箇所につきましては、現在調整中であることを御理解ください。

それでは、主な変更内容等を中心に説明いたします。40 ページからの「基本方針

1 命を守る」では、児童生徒のたくましく生きる健康と体力づくりと安全・安

心な環境づくりを図るため、二つの重点項目を挙げております。

「重点項目1 健康・体力づくりの充実」では、リード文にて、これからの時代に求められている生涯スポーツの視点を押さえ、具体的な取組みで児童生徒が調和の取れた生活習慣を身につける、自ら健全な食生活を送ることができる、運動の楽しさや大切さを感じ、自ら進んで運動する習慣を身につけることができるよう取組みを示しております。

41ページの「重点項目2 安全・安心な環境づくりの推進」では、リード文にて、危機管理体制・安全管理体制の充実、保護者、地域、関係諸団体との連携、また、感染症対策を押さえ、具体的な取組みについては、同様の観点で今後も変更するとともに、⑨を追加しております。

同ページからの「基本方針2 学力を伸ばす」では、児童生徒一人一人の学力の向上と個性・創造性の伸長を図るため、三つの重点項目を掲げております。

42ページの「重点項目3 授業改善の推進」では、リード文にて、主体的・対話的で深い学びを通じた授業改善に努めること、学習規律と言語能力の育成を図ることを押さえております。また、学習用タブレット端末等のICT機器を効果的に活用すること、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実した学習を展開していくことを押さえています。具体的な取組みでは、同様の観点で文言を変更しております。

43ページの「重点項目4 自学自習力の育成」では、リード文にて、家庭学習の充実、読書習慣の定着や学校での取組みを押さえ、具体的な取組みでは、同様の観点で文言を変更しております。

44ページの「重点項目5 支援教育の充実」では、リード文にて、きめ細やかな教育の推進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上や指導体制の確立を押さえつつ、指導内容・方法については全教職員が共通理解の下、共に学び、共に育つという視点を大切にしながら、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供でき

るよう、多様で柔軟な仕組みを整備することとしております。その上で、具体的な取組みでは、「②『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づく個に応じた自立活動や教科指導の実施に加え、必要な時間数の確保について追記するとともに、③を追加しております。

45 ページからの「基本方針3 心を育てる」では、児童生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、三つの重点項目を掲げております。

46 ページの「重点項目6 人権教育の充実」では、リード文にて、仲間づくり、学級集団づくり等の取組みの充実や障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法を踏まえた教育活動全体を通しての人権意識の醸成をpushし、六つの具体的な取組みを示しております。

47 ページの「重点項目7 道徳教育の充実」では、リード文にて、「特別の教科道徳」における指導と評価を一体化させた授業改善等をpushし、五つの具体的な取組みを示しております。「重点項目8 生徒指導、キャリア教育の充実」につきましては、リード文にて、意識調査を活用した生徒指導の充実、機能的な校内体制、日頃からの子ども理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取組み、中学校区内の連携強化等をpushし、具体的な取組みでは、令和4年12月に改定されました生徒指導提要により、「チーム学校による生徒指導体制を充実させるための校内研修の実施」について④を追加するとともに、同様の観点で文言を変更しております。

49 ページからの「基本方針4 学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、二つの重点項目を掲げております。「重点項目9 学校経営の改善」では、リード文で、学校運営協議会等を通じた家庭・地域との共有、明確なビジョンの設定、「地域とともにある学校づくり」の展開、学校経営の改善等をpushしつつ、具体的な取組みについて、今年度より導入しておりますCOCOOの積極的な活用について④を追加しております。

50 ページ、「重点項目10 教職員の資質向上・研修の充実」では、教員免許更

新制の廃止に伴い、新たな研修制度が実施されることから、今後教師に求められる資質・能力について注釈で説明するとともに、リード文全体の文言整理を行うとともに、具体的な取組みについては①を追加しております。

以上、簡単な説明でございますが、学校教育に係る内容を説明させていただきました。

続いて、社会教育に係る内容については、生涯学習・スポーツ振興課より御説明いたします。

○事務局　　続きまして、社会教育に係る内容につきまして御説明申し上げます。

「基本方針5 生涯学べる社会をつくる」ですが、こちらリード文において、「市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりを目指します。」としております。「重点項目11 社会教育の振興」では、「社会環境の変化に伴い、地域における人と人の繋がりや連帯感、支え合いの意識が希薄化してきている中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を支援します。加えて、各中学校区等に設置された『学校運営協議会』などが各地域のコミュニティと連携・協働し、地域のきずなづくりと地域の教育力の向上を図れるよう支援します。

また、守口市立図書館を核とした図書サービスの充実と市民の課題解決への支援を図るとともに、青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に寄与できることが期待されます。

さらに、市民の財産である文化財を次世代に継承していくための調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取組みを進めます。」としまして、具体的な取組みといたしましては、以下の記載のとおりですが、④において、昨年7月にスタートしました電子図書館の充実等を追加しております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。写真の量が格段に増えたことで、文章を読もうという意欲が湧くと思いますので、もっと増やしてほしいと思いました。

裏返せば、かなりエネルギーが要る作業ですので、慎重にしてもらったらと思いますが、文章量ももう少し短くなればいいと思いました。

良いものを作り上げていることに敬意を表しながら、恐らく多くの方がそういうふうを感じると思いますので、感想めいたものを遠慮せず申し上げてよろしいですか。

まずは、議案書39ページの位置づけですが、守口市の第6次総合基本計画があって、教育大綱があってというところですが、最初にこれがあって、次に、めざす守口の教育があるほうが分かりやすいです。また、こんなに小さく置くんじゃなくて、これを大きく1ページに載せて、じゃあ次は、守口市の令和5年度どうなんだとするほうが見やすいと思いました。

それと、議案書35ページの概要は、非常に分かりやすいです。教育理念が一番てっぺんにあって、基本方針1から基本方針5までスマートに書かれていますので、これがさっき申し上げた位置づけの後にくれば分かりやすいと思います。

次のページに、私からすれば同じようなことが書いているような気がしますので、あえて申し上げますが、このページはなくても私は違和感ございません。

その次に、連携・協働・信頼とか、あるいは主要施策とかいうページがありますが、これも次の基本方針1からしっかり書いておられますので、なくてもいいのかなと思います。

だから、位置づけのあとに概要版があって、その次に基本方針1は何なのかということが入っても、違和感はないですね。ただ、単なる感想ですので、一度見てもらって、もしもそれがいいなと思われたら、大胆に変えられてもいいという気がいたします。

以上です。

○教育長 今日協定事項ですので、今のまさに委員に言っていただいたように、

忌憚のない御意見を寄せていただけたらと思います。今日は全て事務局のほうで回答できるものばかりじゃないと思いますので、今回、御意見を受け止めて、一旦事務局で整理します。また、この後、校長会のほうからも意見を聴取するような機会もありますので、そういったものを踏まえて、また全体の見直しをして、次回に御提案するような形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員 将来的にこういう視点もいかがでしょうかというお話をさせていただきます。

R－P D C Aというキーワードが何か所か出てくると思うんですけども、現在、それと並列する枠組みとして、A A Rという枠組みがあります。それはどこで触れているかといいますと、O E C DがE d u c a t i o n 2 0 3 0というプロジェクトの幾つかのキーワードを示しています。ウェルビーイングもその一つですし、それからあと、エージェンシーという言葉とかと、よくその次にA A Rという考え方が示されており、御存じの方もおられるかとは思いますが、AがA n t i c i p a t i o nで、二つ目のAがA c t i o nで、三つ目のRがR e f l e c t i o nで、見通しを立てて行動をして、そしてその後最後に振り返るといって、そういうサイクルなんですけれども、特にどういう場合にこのA A Rが活かされるかといいますと、E d u c a t i o n 2 0 3 0の中では、もう既に先行事例がある場合には、R－P D C Aでリサーチをしてという枠組みが成り立つんですけども、非常に世界が変わっていくスピードが速い中で、それよりは描きたい未来というのをしっかりと見通しを立てて、それからアクションに移るといって、そういう枠組みでないと、追いつけないんじゃないかと簡単に言いますとそういう考え方で、例えば、先ほどの協議事項の中に、子どもたちの思いを受け止めながらというのも、私が知る限りでは、日本の国内では、組織的にそれを形にしている学校の事例っていうのはあまり見当たらないかなと思うんですね。

そういうときに、描きたい学校運営協議会の在り方とか、子どもたちの参画の見通

しを立てた上で、それを現場の先生方や地域の方々、子どもたちと手を結びながら形に落とし込んでいく。その前に、まず、事務局の皆様が中心になって見通しを立てていくということになるかと思うんですが、元に戻りますと、今後、将来に向けてということであれば、AARのような考え方も一つ取り入れていただけたらなというふうに思いました。

以上です。

○教育長 貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかに、どんな切り口からでも結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。

今回、先ほどの事務局からの説明にありましたとおり、この「めざす守口の教育」というのは、教育委員会の年度計画であり、アクションプランの位置づけですが、同時に、それを点検・評価の項目の対象としております。今回できるだけ、この「めざす守口の教育」の文言でもそのまま評価しやすいような書きぶりにはしましたが、まだこれからもっと精査が必要だと思います。この文言そのものは変わらなくても、具体的にどういう指標を使って評価していくかということが大切だと考え、今事務局でも検討しております。こういったものを使って点検・評価の際に客観的なエビデンスを示して、こういうふうな取組みが進んだ、あるいは、子どもたちがこういう成長が遂げられたというようなことを具体的に示したうえで、次にまた改善するというような、あくまでもPDCAサイクルをきちんと回していくということを主眼に置いて、取組みを進めております。また、「めざす守口の教育」の示し方をもう少しこういうふうに工夫したほうがいいのではないかと、今後いろんな機会に御意見いただけたらありがたいと思います。

○委員 これは質問なんですが、教育理念に、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」と、こうありますね。これ何年前からずっとこれでいってるのかっていうことを聞きたいのが一つですね。こういうものは私学で言えば建学の精神ですので、ころころ変えるものじゃないけれど、ずっと変わっ

ていないので本当にこれでいいのかとかいう見直しは常にする必要があると思います。

そういう観点で、例えば、この部分もこれでいいのかという時間を取っているのかどうかとか、非常に関心がありますね。また、校長会等で、ここは変えたほうがいいとか、勇気を持って言えるような雰囲気があるのかどうかもお聞きしたいです。

○事務局 ありがとうございます。正確な年度ではございませんが、平成26年度前後にこの教育理念を作成しております。その後、一部変更した箇所としまして、以前は「国際化社会」とありましたが、現在もう国際化して久しくなっていますので、「国際社会」と見直しを図った経緯がございます。

また、各学校では、この教育理念に基づき、学校またあるいは中学校区の目指す子ども像等を策定しております。そういった際に、御意見をいただく機会はございます。

○教育長 ありがとうございます。

これを歴史的にひも解くと、恐らく教育基本法、学校教育法が改正された際に、教育の理念も法律に明記され、特に学校教育の目的にも明記されて、また、国全体としても教育振興基本計画を策定して、各自治体もつくるというような形になった流れの中で、そういった守口市の計画の中にもこういったものを盛り込んできたというような経緯が、背景としてあるのではないかと考えております。

やはりその時代時代によって少しずつ文言を工夫して、より分かりやすくすることが必要だと思います。ただし、この「郷土」とか「夢や志」とか「国際」という辺りは普遍的なものだとも思いますので、問題なのは、それを守口市はどういうふうに取り組むかということがやはりポイントなのだと思います。

それを時代の変化に合わせて教育委員会が考えていくことは大切だと思いますので、しっかりとこれからも今の子どもたちが郷土を誇りに思うには具体的にどうしたらいいのかということに知恵を使っていかなければならないと考えております。

また、これは反省点ですが、この「郷土を誇りに思い」というのを掲げてはいましたが、「めざす守口の教育」にも具体的な施策としてこれまであまり明示化されてな

かったと思います。

そこで、昨年度から「わたしたちの守口」を改訂して、これをきっかけとして子どもたちが地域の課題を捉えて、それに取り組んで、自らが解決するような力を身につけていく。まさに、今の学習指導要領が目指している学力観とも合ったような形で、単に歴史や文化を知るだけではなくて、自分たちがその一員として自分たちが関わって、さらによりよくしていくという方向を打ち出していこうというようなことを、「わたしたちの守口」でも取り組もうとしております。それぞれの時代に合ったような形で、具体的に何をしていくのかということのをこれからも考え続けていかなければならないと思っております。

「夢と志をもって」というのも、本当にこれ学びの原点になると思うんですが、どうやったら子どもたちが主体的に学習できるのか、学習に向かうのかということは、教育の本当に根本的な課題というか原点だと思います。それをあらゆる学校の教育活動、それから、家庭や地域とも連携しながら、どうやったら子どもたちが自分の人生を切り開いていくのかということを考えていくことは本当に大切なことだと思います。

それを具体的な施策で実施していくということのを、これからも考えていかなければならないと思っておりますので、今はこういうことが効果があるのではないかというような具体的な御提案をいただけるとありがたいと思っております。

国際化は急速に進展しています。守口でも、これまで、人権の関係でも国際化についてのいろんな施策を進めてきましたが、やはりコロナ禍の中でも、外国から来られる方がたくさん増えて、守口市内にもたくさん在住されて、各学校にも日本語指導が必要な子どもたちがたくさん増えてきております。そういった外国にルーツのある方へのきめ細かな教育支援ということも、もっと充実しなければなりませんし、また一方で、もうわたしたちの社会は外国と繋がって生活が成り立っているのです、わたしたち一人一人も世界と繋がっているということのを土台にして、子どもたちが世界とやり取りしていくために、どんな資質・能力が必要なのかということのをこれからもいろん

な教育活動の中に、単に英語ができるとかということだけではなくて、ちゃんと海外の方ともいろんなことが協働してできるとか、お互いに尊重し合って認め合うというような態度だったり、いろんな観点で真の国際化っていうものをやはり考えていかなければいけないと思います。今後ますます時代が進んで、理念だけじゃなくて、実際に学校で取り組むためには、より具体化していかなければならないと思います。わたしたち教育委員会はその間に立っている立場だと思っていますので、いろんな国や国際的な動向なども踏まえつつ、学校ではこういうふうにやっていくように呼びかけていくと学校に伝わるのではないかと、そういう伝達するという大きな役割を担っておりますので、わたしたちの知力を集めて、学校に伝わるようなメッセージをこういった「めざす守口の教育」を通して伝えていきたいと思っています。

○委員 誤解があったらいけないので、私この理念が古いとかおかしいとか駄目だとか言ってるわけでも何でもなくて、むしろ変えてほしいというのでもなくて、一層の理解と共有が深まるように、じっくりと見つめて、その過程において、もし万が一変えたほうがいいのであれば、気づけば自然に変えていけばいい。

だから、教育長おっしゃるように、書いてたってそれ実践しなきゃ、具現化に努めなきゃ何の意味もありませんので、そういう意味で大事にしてほしいんで、時間を取ってほしいというふうに申し上げました。

以上です。

○委員 先ほども出ましたが、やはり写真がたくさん増えたことで、見やすくなったなど、ありがたいなという印象がありました。

一つちょっと思ってたんですけど、先日、守口市のPTA協議会のほうで、ヤングケアラーについて議題に上がったことがありました。皆さん関心の多いワードなのかなというふうに思ったので、もし取り込めるならここにも取り込んでいただけると令和5年度という感じがまたさらにするのかなというふうに思いました。

すみません、以上です。

○事務局　ありがとうございます。

ヤングケアラーのことにつきまして、事務局のほうでも再度検討させていただきます。議案書46ページの「重点項目6　人権教育の充実」の具体的な取組み⑥で、「児童生徒の安全を最優先とした虐待通告と関係機関との連携強化」というふうに書かせていただいております。

今、おっしゃっていただきましたように、ヤングケアラーの関心が高いこともありますので、この点に追加できないかということを検討させていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

○事務局　補足でございますが、ヤングケアラーが社会的な問題として取り上げられた状況の中で、これまで教育委員会としては、まずは教職員の理解をしっかりと進めるということで、研修の実施等に取り組んできました。教員がまずそういう理解を深めてしっかりと必要な機関に繋げていけるようにということなのですが、なかなか教員でそれを見抜けない状況等もございますので、これは発達段階にもよりますが、生徒本人、また友人がやはりそういうものに気づけるように、子どもたちへの理解促進ということもこれからの課題になっていくと思います。今いただきました御意見を踏まえまして、令和5年度に守口市が一体どういうものに取り組んでいくべきかというところを具体化を図り、追記させていただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。

ヤングケアラーについて、本当に大きな問題だと教育委員会でも捉えております。本当にこれは学校だけで解決できることではないのですが、ただ、学校が第一発見者になる可能性が非常に高いと思いますので、家族の世話で生活や学習に影響が出ているんじゃないかと発見できるのは、教員が一番大きな担い手になっていると感じます。

その際に、なかなか本人がお話してくれないようなことがありますので、どうやったらそういうようないろんな兆しを捉えて発見できるかという、そういうカウンセリ

ングの手法みたいなところも含めて、教員の理解を高めていくということは本当に大事だと考えております。いろんな研修をやっていきたいと思っております。

また、これは福祉部局との連携は不可欠ですので、そういった関係部局とも連携を進めてまいりたいと思います。

特に、家族の問題なので、学習や学校生活が困難になるなど、深刻な影響を受けているのは子どもだと思っておりますので、その問題を取り除くには、きちんと家庭を支援できるような体制を確立しないと、根本的な解決になりません。できるだけ発見すれば速やかに福祉部局に繋いで、ぜひ家族全体を支えてもらい、子どもたちが、もちろん家族なので世話は当然やっていくとは思いますが、学習に影響のないような形に早く戻れるようにしていくことがやはり大切だと思います。やはりヤングケアラーの問題というのは未知の部分もありますし、それから、いろんなこういう手法があるというのがどんどん出てきておりますので、そういったものも情報収集してしっかりと子どもたちを支えていけるような体制を充実していきたいと思っております。本当に大事なことを言っていただいて、ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、本日の「めざす守口の教育」については、ここまでとしたいと思っております。本当に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

たくさん示唆に富んだ御意見をいただきました。全て5年度に反映できるか、心もとないところもありますが、反映できるところはしっかり反映させるとともに、また毎年しっかりと積み重ねていくということも大切ですので、今日お示ししていただいた一つの方向性なども踏まえて、「めざす守口の教育」をどうやったらもっと学校現場、社会教育の様々な実践に繋げていく起爆剤になるのかという視点からも、また充実を図っていければと思っております。

また、次回、議題として審議していただいて決定したいと思っておりますので、それまでにお気づきの点とかございましたら、また事務局のほうに寄せていただけたらと思い

ます。

では、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、協議事項はここまでですので、事務局のほうから何か報告、連絡等ございますでしょうか。

○事務局 私から守口小学校の建設設計者選定に係るプロポーザル審査の結果について御報告させていただきます。

守口小学校の建設設計者選定につきましては、学識経験者、学校長、市職員で構成する審査委員会に諮問したところございまして、その審査については、守口小学校の施設整備のテーマとして定めた新しい時代の学びと社会に開かれた学校の実現、多様な子どもたちにきめ細やかな支援を行う学習環境、増加する児童・学級数への対応、学校活動と並行した工事、こういった点から審査・評価されました。

この度につきましては三者の応募があり、書面の審査と昨日2月6日に行いました公開プレゼンテーション及びヒアリングを経て、最優秀者に株式会社昭和設計、次点者には、株式会社宮本設計が選定されましたところです。

なお、公開プレゼンは、教育委員会のホームページのほか、保護者への案内、地域の掲示板等で周知いたしまして、当日は19人の傍聴者があったことを申し添えます。

今後の流れとしましては、最優秀者と契約を締結した後、設計作業に入りますが、その中でワークショップを開催し、関係者の意見等も聴取、反映した上で、令和5年度中の設計完了に向けて取り組んでまいります。

その後、令和6年度に工事に着工し、令和8年3月の施設整備完了を目指すところです。

以上、報告とさせていただきます。

○事務局 全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果内容と、地域運動部活動推進事業の成果報告書の件につきまして、2点説明をさせていただきます。失礼いたします。

まず、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、令和4年度の結果概要について御報告させていただきます。机上にカラー刷りの資料を置かせていただいております。また、スライドでも映しておりますので御覧ください。

4年度の守口市の実技に関する調査結果と過去5年間の推移について、全国及び大阪府と比較をしたもの、小学校等5年生の男子・女子、中学校等2年生の男子・女子の大きく4点を示しております。スライドでは、これが四つになります。

数値につきましては、守口市は緑色の三角、全国は水色のひし形、大阪府は赤色の四角の折れ線グラフで示しております。

令和4年12月にスポーツ庁より、本調査における国全体の結果のポイントが示されました。そこでは、体力合計点については、令和元年調査から連続して小中学校の男女ともに低下が見られ、その要因として、1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合が増加しているものの、コロナ前の数字には至っていないこと、肥満である児童生徒の増加、朝食欠食、睡眠不足、平日1日当たりのテレビ・スマートフォン等の視聴時間の増加などによる生活習慣の変化のほか、新型コロナウイルス感染症の影響によりマスク着用の激しい運動の自粛なども考えられることが示されております。

本市の体力合計点の状況を見ますと、小学校等5年男子では、ほぼ横ばい、小学校等5年生の女子では、令和元年度の数値には届かないものの、令和3年度からは改善されています。中学校等男子も令和3年度から改善はされましたが、中学校等女子は全国同様低下が見られました。

3枚目の「令和4年度 守口市の児童・生徒質問紙調査及び学校質問紙調査結果」を御覧いただけますでしょうか。

本市において、令和3年度より体力合計点の改善が図られている要因としまして、「運動をすることは好き」に対する肯定的回答が80%を超えており、令和3年度より増加していること、「運動やスポーツは大切」についての肯定的回答が90%近く

となっていること、「卒業後も運動やスポーツをする時間を持ちたいか」の肯定的回答の割合が80%以上と高いことが挙げられます。中学校等女子につきましては、いずれの項目もほかの学年と比較すると、課題が見られています。

このように、意識の向上が見られた背景には、下の段の学校質問紙調査にあるように、小中ともに子ども同士が助け合い、役割を果たす活動や、子ども同士で話し合う活動を多く取り入れ、子ども主体での授業が進んでいる成果が表れているものと考えております。

今後につきましても、「子どもたちが運動することは好き」、「運動やスポーツは大切」、「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」という気持ちを向上させることができるよう、調査結果を基に子ども一人一人の課題に正対した具体的な取り組みの推進が図られるよう、各校の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の結果概要について報告とさせていただきます。

○教育長　先週、大阪府のスポーツ振興審議会が開催されまして、私、大阪府都市教育長協議会の選出委員として出席してまいりました。そこで大阪府のほうから、大阪府の子どもたちは全国平均を下回っているので、何とかこれを向上したいというふうな説明がありました。それを聞いて、少し発言をしてまいりました。

やはり、子どもたちの生活はコロナで急速に変化してきておりますので、子どもたちの体力の低下というのはやむを得ないのではないかと考えています。

統計的に見ても、全国と大阪はそんなに差がない数値の幅ですし、そしてかつ、そもそも子どもというのは当たり前ですけど、一人一人成長のスピードも違いますし、そもそもこの項目自体が、例えば、5年生の子どもが握力が幾ら以上あったらいいのかを定められるものでもありません。例えば、シャトルランにしても、何秒以内に走ればいいのかなんてことを議論すること自体おかしな話で、むしろそれは全ての子どもたちが何秒以内に走らなければならないではなくて、例えば、「陸上選手になりたいの

で早く走りたい」など、その子それぞれの目標に対して伸ばしていくことがやはり大切だと思います。審議会の場でも府や市、学校の平均などを出して、学校をせき立てるのではなくて、せっかくこれは悉皆で取ってるんだから、子どもたち一人一人の成績が出てるんで、それを基に今年これだけ伸びたから「頑張ったね」と褒めてあげたり、逆に、短距離選手を目指して、「もっと本当は伸びたい」というふうに本人が思ってるんだったら、そこを支援してあげたりとかというのが大切です。平均を見て議論するのは、もう何か時代錯誤というか、やはり一人一人のデータを活用して、一人一人の運動能力などを伸ばしていく、パーソナルベストを伸ばしていくことに使うべきではないかというようなことを発言してきました。

あともう一つ、何かと5年生とか6年生の体力・運動能力だけを注目していたので、むしろ運動習慣や運動に対する意識のほうがやはり課題で、確かに「好き」の割合は増えてはきているんですが、依然として「運動が嫌い」とか、あるいは、「運動を全くしない」とか、「中学校を卒業してからも運動しようと思わない」というような、こういった子どもたちにどういう手だてをしていくのかということの方がやはり教育の大きな課題だと思います。

生涯にわたってスポーツに親しみ、健康な生活を送るということがやはり究極の目指すべき姿なのかと思いますので、むしろ運動習慣とか運動に対する意識をもっと注目して、その手だてを学校や教育委員会も力を合わせて考えていくことが必要ではないかということは、審議会で発言をしてまいりました。

わたしたちも、これから校長会等で伝える際にも、そういった一人一人の状況を踏まえて、それを活用していくということに重きを置いて、この調査結果を活用してほしいと説明していきたいと考えております。

同審議会では、私の発言後に、他の委員からも、せっかく大阪府はICTを使ってこの対象学年の前の学年の調査もやってるんだったら、前回と今回をひもづけて、何年生から何年生まででこれだけ伸びたというようなことなどを分析したほうがいいん

じゃないかという発言も出て、確かにそうだと思います。

やはりマクロで見ても、なかなか解決の糸口が見いだせないと思いますので、もう少しミクロで子どもたち一人一人に着目して、その子に合った目標設定をしたりとか、支援の方向を考えたりすることがやはり大切だと改めて感じました。

では、この体力・運動能力、運動習慣調査については、ここまでとさせていただきます。

○事務局　これまでの教育委員会定例会のほうで進捗状況等の御報告をさせていただいておりました地域運動部活動推進事業につきまして、現在まだ取組中ではございますが、域内への普及、そして、全国的な展開も含めて、成果報告を今回まとめる方向で進めております。現時点での成果報告書というのを御報告させていただきます。

内容につきましては、守口市の概要について、そして趣旨・目的、そして令和4年度の取組み内容と、最後、この成果と課題、今後の取組みについてまとめております。

守口市の概要につきましては、運動施設やあと部活動の数、入部率等について掲載をしております。

趣旨・目的につきましては、ここに記載のとおりです。

令和4年度の取組みにつきましては、本市では令和3年度からの取組みが継続というところもございますので、やはりその令和3年度の取組みを生かして、目標設定をさせていただきます。大きく2点でございます。令和3年度までの事業の拡充を狙うこと、そして、それに伴ってでも、やはり生徒の満足度、そして、専門的な充実度が繋がるようにしていきたいと考えております。

その検証につきましては、4点記載させていただきます。令和4年度の取組みに入りまして、令和3年度に実施の目標を設定させていただきましたイメージ、ここから変更して、令和4年度ではやはり一つの学校の部活動を丸々一つの運営組織にお願いをするというのは難しい状況が見られたことから、やはりそれぞれの部活動ごとをお願いする運営組織を立ち上げるのがいいのではないかと、令

和4年度の取組みを進めさせていただいております。

そして、ここからは、その運営組織を大きく三つに分けて説明をさせていただきます。

一つ目が、リトルFC、地域の少年サッカーチームとの連携によるものです。こちらは八雲中学のサッカー部に加えまして、今年度から第一中学校のサッカー部が合同実施を進めております。

二つ目が、企業との連携としまして、令和3年度から取組みを連携させていただいておりますコスモスポーツクラブでございます。ここにつきましては、昨年度はさつき学園の女子バスケットボール部、そして男子のソフトテニス部というところで行っていましたが、一緒にあります女子のソフトテニス部も合同で実施をすることとしております。

そして、三つ目が今年度からの新規事業となります。さつき学園の卓球部が守口市スポーツ協会と連携して、守口市の卓球協会の指導者が指導する体制の構築に取り組み、今行っているところでございます。

そして今年度、新たな取組みとして進めさせていただいたのが、部活動検討委員会でございます。目的につきましてはここに記載のあるとおりで、委員の構成としましては、10名プラス右側にあります大阪体育大学体育学部の准教授であります小林アドバイザーに御協力いただきまして、この11名で議論を進めてまいりました。全5回で、この地域運動部活動の取組み状況の報告をまずは基に、協議いただく内容としては、大きく3点あります。一つ目が、第2回目でございます、「各取組みにおける目的・目標について」、そして、第3回目にあります、「各取組みにおける指導者の確保について」、第4回目では、「各取組みにおける費用について」の在り方について、様々なお立場から御意見をいただき、この委員の中で協議を図らせていただきました。そして、第5回目の1月のときに、今回示しております報告書の内容につきまして、様々な御意見をいただいております。

ここからは、その各協議内容と共有事項について、委員の方の意見を一部抜粋したものを掲載しつつ、最後に、その会の中で最後に共有させていただいた事項について、まとめさせていただいております。

第2回目の目的・目標につきましては、やはり学校教育で生きる力の育成、また、豊かな学校生活の実現を目指しているので、地域移行された活動でも生徒たちへの人間性を高めていくものが必要ということを共有させていただきました。

第3回目では、指導者の確保について、それぞれの運営組織での現状を御報告いただくとともに、それぞれの委員のお立場から意見をいただきました。そして、共有させていただいた事項として教職員の兼職・兼業につきましても様々な御意見をいただいております。ただ、この兼職・兼業ありきで進めるのではなくて、やはり地域移行の方向性に合った形で指導者を確保していくべきだということをご共有させていただいております。

第4回目では、費用について、委員の方から御意見をいただきました。共有事項としましては、やはり委員の方からも公費で賄っていく必要性について意見をいただいております。また、保護者負担をお願いするのであれば、しっかりとした理解を得てから保護者に負担をいただく必要があるため、この二つの視点が必要であるという形で御意見をまとめさせていただいております。どちらにせよ、今後も子どもたちが楽しく活動できるように、仕組みづくりの議論が必要ということでまとめさせていただいております。

また、その他の共有させていただいた内容としまして、この間、各運営団体のほうでは、しっかりと充実した取組みになるよう、平日の部活動との連携の在り方について、積極的に取組みを行っていただいておりますので、その点について、このような形で記載をしました。

ここからは、保護者、そして、実施している子どもたち、指導員、学校の先生方に取ったアンケートの中身をまとめたものとなっております。やはりアンケートの中身

の中でも、子どもたちが特に大きな不安なく、平日との連携も図られていたことから、不安なく地域運動部活動等に取り組んでいたことがうかがえました。

また、保護者の方には、昨年度同様、費用負担のことについてお聞きをしております。ここに書かせていただいたとおり、保護者の方の意見としましては、部活動の支払い義務がないという考えをお持ちの方がまだたくさんいらっしゃるとうかがえました。

ただ一方で、やはりこの取組みを進めていく中では、こういった大人の方たちがたくさん土日に出勤してくださったうえで、専門的な指導を受けられているということに対しては、ある程度の対価を支払うべきだという保護者の方も一定数いらっしゃいました。そのように、取組みを進めていく上で、保護者の方の理解が進んだということも、一つ成果として考えられております。

アンケートからは、その他、生徒、保護者、顧問、指導員の方から様々な意見をうかがっております。その一部をここに掲載させていただいております。

それらをまとめまして、成果と課題を記載しました。成果につきましては、ここに拡充を図ることができ、また、それによって子どもたちの満足度というのもある程度高い状況で進めることができたこととございます。

また、この実施部活動だけにはなるんですが、そこに関わっていただいた保護者、生徒、そして教員の学校の関係者の方たちに対して、こういった地域運動部活動の取組みの目的について、しっかりと理解を深めることができたと考えております。

また今回、検討委員会を設置したことによりまして、様々なお立場の委員の方から意見をいただいたことで、いろんな協議を多面的に行うことができ、今後の我々がつくっていくべき計画にも反映することができると考えております。

ただ一方で、課題としましては、先ほど申しましたように、実施部活動のみの保護者の方や生徒だけが対象の説明となっておりますので、守口市内、その他たくさんの保護者、子どもたち、そして教職員もいらっしゃいます。そこへの理解促進、その方

法としてどのように進めていけばいいのかということはまだ課題として残っております。

拡充を図っていく上では、やはり運営団体や指導者の確保というものも必要になってきます。

費用負担につきましても、まだこうあるべきというのは議論の中で結論づけることはできておりませんので、今後、その在り方についても検討を進めていく必要があると考えております。

最後に、まとめとしましては、この令和3年度、令和4年度と取組みをしましたこの実施部活動について、令和5年度以降もやはり事業を継続しつつ、地域移行に係る計画の策定を事務局として行っていきたいと考えております。

この間、国におきましては、これまでスポーツ庁が策定していました運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、文化庁が策定しました文化部におけるガイドライン、これらが統合された学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインがこの12月に策定されております。これまでの学校部活動の在り方に加えまして、新たな地域クラブ活動の在り方や学校部活動の地域連携や地域移行に向けた環境整備の進め方、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブの活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方が示されています。

このガイドラインが示されたことを受けて、本市でも方針の改定も必要になってくると考えておりますが、現在のまとめの段階では、まだその部分については掲載をしておりません。そのことにつきましても、今後掲載を検討していきたいと考えております。

この計画を来年度策定する上での主な視点を、ここでは三つ記載しております。

最後に、域内の普及というところで、今回の成果の部分としまして、大きく3点示させていただきます。

今回、関係団体と円滑に地域移行を推進できる体制というのは構築できたものと考え

えております。また、今後どのような支援が拠点校の取組みや関係団体の協働を効果的に促進することができるかということ、どうすれば改革の取組みが円滑に他地域に普及していけるかということにつきまして、現時点で事務局がこれまで取り組んできた考え方を示させていただきます。

以上、このように成果報告書としてまとめさせていただきました。

本日午後から、大阪府で実施予定の府立高等学校及び中学校の教職員の方を対象とした部活動の在り方に関する研修会におきまして、今年度事業に取り組んでおります本市と箕面市が報告を行う予定となっております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○教育長 本当にまだまだ道半ばで今、どうしたらいいのかっていうことは、関係の団体とも協議を重ねながら、模索しているところでございます。その経過を御報告させていただきます。

何か御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

大阪府内の各地でもこの部活の地域移行を本当に大きな課題として捉えております。その中でも、モデル事業をさせていただいている本市に非常に注目が集まっておりまして、今日は午後から大阪府庁にて、水野主幹より発表をさせていただきますが、また他市ともいろいろ情報交換しながらやっていけたらと思っております。

地域によって事情が違って、本市と同様にモデル事業を実施している箕面市のように、最初から総合型地域スポーツクラブが存在していて、そこをお願いするというような形で、できる地域もあります。でも、このような市町村は非常に少ないので、守口市のように一から模索しているような自治体が多く、本市の取組みに非常に注目が集まっている状況です。

あと、まだまだ結論が出ておりませんが、費用負担の問題って本当に大きな課題で、もちろん公費でできるのが理想ですし、保護者の方もありがたいと思います。しかし、教育費負担をどういうふうに考えていくのかってことを突き詰めると、例えば、学校

で使っているいろんな教材のように、必ず買わないといけないようなものだったり、あるいは、子どもたちが必ず参加しなければならないような行事については、保護者に負担を求めています。

一方、この部活動というのは、あくまでも任意参加というところが、学校の教育課程内の活動との大きな違いですが、任意でやっているものについては費用負担が発生しないとした場合、学校の通常の教育課程内で行ってる教育負担とのバランスと申しますか、均衡をどういうふうに考えていくのかっていうのを、整理していかないといけないと思っています。

そういったことも踏まえて、いろんな先行自治体の取組みなんかも参考にしながら、制度設計をしていかなければいけないと思っています。

今は、こういった事業を、調査研究として、実践研究というような形で今取り組んでいるので、当面はやはり公費でやっていかざるを得ないと思いますが、国がそういった事業を実施できなくなれば、市として取組みを進めていかないといけないと思っています。

本当に、部活動の地域移行の問題は非常に大きな課題ですので、また時々こういったような形で御報告をさせていただいて、皆様とも意見を交わしていきたいと思えます。

では、ここまでとさせていただきます。

それでは、ほかに報告、連絡事項はございますでしょうか。

では、議案第7号に移りたいと思います。これより関係者のみで秘密会を行いますので、関係者以外は退室をお願いいたします。